

使用許諾書

本許諾書（以下本契約という）は、お客様が本製品及び本サービスを利用するにあたっての条件を定めるものです。対象ソフトウェアを使用したことによって、お客様は、本契約のすべての条件に同意されたこととなります。本契約に条件に同意できない場合は、対象ソフトウェアを使用することはできません。

第1条（定義）

- 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。
- 「本製品」とは、本統合サービスで利用されるシマンテックのプログラム・プログラムプロダクト製品をい、関連する本ドキュメンテーションおよびコンテンツアップデート、アップデート、アップグレードを含みます。
 - 「統合サービス」とは、当社が本製品のライセンスとを組み合わせで提供するサービスをいいます。
 - 「本ドキュメンテーション」とは、シマンテックが本製品と共に提供するドキュメントであって標準エンドユーザーマニュアル、リリースノート、インストールノートその他の資料をいいます。
 - 「本サポート」とは、当社の統合サービスに付帯して提供される標準のテクニカルサポートであって、統合サービスに含まれる本製品のテクニカルサポートについては、その時点で最新のシマンテックのテクニカルサポートポリシー（以下「テクニカルサポート条件」という。）に従い提供されるものをいいます。なお、当社は本サポートの実施を当社または当社が指定する第三者に委託することができるものとします。
 - 「コンテンツアップデート」とは、本製品に使用されているコンテンツの適時のアップデートをい、アンチスパイウェア製品のアンチスパイウェア定義、アンチウイルス製品のアンチウイルス定義、フィルタリングとアンチフィッシング製品のURLリスト、ファイアウォール製品のアップデート、侵入検知製品のアップデート、ウェブサイト正規性確認ソフトのアップデート、ポリシーコンプライアンス製品のアップデート、脆弱性シグネチャ製品のアップデートを含むがこれに限定されるものではありません。
 - 「アップデート」とは、当社または原使用権許諾者より提供される本製品に対し、提供可能となった、無償のバグフィクスと、パッチをいいます。
 - 「アップグレード」とは、当社または原使用権許諾者より提供される本製品に対し、提供可能となった製品で、本製品の後継製品をいいます。なお、アップグレードには、シマンテックが別のライセンスで提供する、リリース、オプション、将来の製品は含まれないものとします。

第2条（許諾されるライセンス）

当社は、お客様が本契約に同意することを条件として、原使用権許諾者の承諾を得たうえで、お客様に対し本契約に定める条件にて、対象ソフトウェアを使用することのできる権利を再許諾します。ただし、本条においてお客様に再許諾される使用権は、お客様が使用するハードウェアについて、統合サービスの提供を受けることを目的とした、下記記載の内容による非独占的、再許諾不可なかつ譲渡不可能な権利となります。

第3条（利用料金および支払）

お客様は、対象ソフトウェアのライセンスの利用に対し、利用料金を、当社に支払うものとします。

第4条（ライセンスの制限）

お客様は、当社および原使用権許諾者の書面による事前の許可なく、(i)本契約に明示的に記述されている場合以外での、対象ソフトウェアの使用、複製、改変、レンタル、リース、サブリース、サブライセンス、譲渡、(ii)対象ソフトウェアに基づく二次著作物の作成、(iii)対象ソフトウェアのバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル(通用される法令によって許可され、その法令に厳密に従うことと条件に、互換性を実現するために対象ソフトウェアを逆コンパイルする場合以外)、(iv)サービスビュア、フジリティマネジメント、タイムシェア、サービスプロバイダなど、第三者のためにお客様が対象ソフトウェアを操作または使用する行為に関連した対象ソフトウェアの使用、(V)お客様以外の第三者による対象ソフトウェアの使用、(vi)別途契約により後継バージョンを使用する権利を別途取得していない場合、本契約が含まれているバージョン以外の後継のバージョンの対象ソフトウェアの使用、(vii)本契約に基づきお客様に許諾された数量を超えた状態での対象ソフトウェアの使用などの行為を実行したり、行わせたり、許可したりすることはできません。

第5条（所有権）

本製品は、シマンテックまたはそのライセンサの所有財産であり、著作権法によって保護されています。シマンテックおよびライセンサは、ライセンス対象ソフトウェアの複製、改良版、拡張版、修正版、二次著作物のすべてを含め、ライセンス対象ソフトウェアのすべての権利、権原、權益を保有します。お客様が対象ソフトウェアを使用する権利は、本契約で明示的に付与されている範囲に限定されます。

第6条（本サポート）

- 本契約に開始日から、本契約の終了に至るまでの間、当社は、テクニカルサポート条件に従い、対象ソフトウェアにかかる本サポートをお客様に対して提供します。
- お客様は、当社が、本サービス定める対象ソフトウェアのアップデートおよびアップグレード（以下あわせて「更新版」という。）を随時リリースすることを認めるものとします。お客様は、更新版がリリースされる旨、当社または原使用権許諾者から通知を受けた場合、直ちに更新版にアップグレードし、最新の更新版のみを使用するものとします。
- 本製品に新しいウイルス定義、新しいコンテンツフィルタリングリストまたは何らかの種類の新しいルールなどの更新が必要な場合、そのような更新の一切を提供するシマンテックのサーバー（[Live]pdate）と本製品を通信させることにより、更新を自動的に行うことができます。これにより、本製品は、自動更新されるものとします。お客様は、Live]pdate の機能および本製品の他の機能を妨げたり、無効にしたりはなりません。
- 当社は、後継の本製品または本サポートを本契約と同じ条件で提供する義務を負いません。当社は、シマンテックのその時点で最新の製造中止ポリシーに従い、30日前までにお客様に書面により通知することにより、いかなる本製品または本サポートについて頒布または提供を中止することができるものとします。

第7条（監査）

- 当社は、お客様に対して書面により通知を行うことによって、本契約終了時のお客様の義務の履行およびお客様によって使用されている対象ソフトウェアの数量、ならびに対象ソフトウェアがインストールされているハードウェアまたはそれ以外のシステムを監査できるものとします。
- 前項の監査は、お客様の施設の正規業務時間中に実施され、お客様の営業活動を妨げないものとします。当該監査によってお客様の履行違反、当社への使用料金の不足があることが判明した場合には、監査終了時点の所定の使用料金に基づいてお客様は支払い不足料金、損害賠償の請求を受けるものとします。
- 前項の支払がない場合は、当社は、対象ソフトウェアの使用権許諾を取り消すことができます。

第8条（有効期間および解除、解約）

- 本契約の有効期間は、本契約締結日より一年間とし、双方より書面による解約の申しでない限り更に一年更新され、以降も同様となります。お客様が、本契約に違反した場合、当社は本契約を解除することができます。また、原使用権許諾者間の契約が理由の如何を問わず終了した場合、本契約も終了するものとします。この場合、お客様は、対象ソフトウェアを一切使用することはできません。
- お客様は、有効期間中でも、事前の予告のうえ、対象ソフトウェア、本ドキュメンテーション、全ての複製契約（インストールされたプログラム）を廃棄、または当社の指定する場所に返還することにより、本契約のみを解約することができます。この場合、お客様は、対象ソフトウェアの使用期間にかかる第3条の使用料金を直ちに当社に支払うものとします。

第9条（保証）

いかなる場合においても、当社は、逸失利益、使用機会の喪失、データの喪失および信用の滅失、事業中断その他同様の損害または損失など、本契約に関連または起因して生じる付随的、間接、特別または派生的損害につき、その損害の可能性を知らされていないとしても、お客様に対する責任を負わないものとします。法令により制限される場合を除き、いかなる場合においても、本契約の履行、不法行為（過失を含む）などによるかを問わず、本契約に関連または本製品に起因する当社の責任は、その賠償請求を最初に生じさせた事由が発生するまでの本契約においてお客様から当社に支払われた金額を上限とします。本項の制限事項は、制限された救済手段の本質的な目的を果たせるか否かを問わず、適用されるものとします。

第10条（不可抗力）

当社は、天災地変、戦争、内乱、法令の制定または改廃、公権力による命令処分、輸送機関の事故、公衆通信回線もしくは諸設備の故障、その他当社の責に帰すことのできない事由による本契約の履行遅滞もしくは履行不能について責任を負わないものとします。

第11条（譲渡禁止）

お客様は、本契約または法令の適用その他によるかを問わず、当社の書面による事前の同意なしに、本契約の一部または全部を第三者に対し、譲渡または移転することはできません。

第12条（輸出）

- お客様は、対象ソフトウェアを直接的、間接的を問わず、(1) 日本国、米国、シンガポールおよびその他の国のすべての法律、規制（以下輸出関連法規という）に違反して輸出しないこと、また(2)核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散防止に関する規定を含む輸出関連法規によって禁じられている用途で使用しないことを保証するとともに、それらの諸規制等を遵守しなくてはなりません。また、日本国外に輸出する場合には、事前に当社に通知のうえ、当社の書面による承諾を得るものとします。
- 第1項にかかわらず、お客様は、いかなる場合も本製品をキューバ、北朝鮮、イラン、イラク、リビア、シリア、スーダンその他関連の貿易制裁が科されている国

および日米政府が発行する取引禁止顧客リストに記載の者への輸出および再輸出をすることはできません。

第13条（秘密保持）

- 本契約の履行を通じて知り得た相手方当事者の秘密情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、本契約を履行するうえで開示が必要な自らの取締役、監査役、従業員、関連会社におけるそれらの者、弁護士、税理士または公認会計士等の専門家に開示する場合を除き、相手方当事者の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩してはならないものとする。なお、秘密情報を書面にて相手方当事者に開示する場合は、その書面に秘密である旨を表記するものとし、口頭にて秘密情報を開示する場合は、口頭による開示の際に開示される情報が秘密情報である旨を示し、開示後10日以内にその内容を書面化して相手方当事者に提供するものとする。ただし、月次報告書については、秘密である旨の表示の有無を問わず秘密情報として取り扱われる。
- 前項に拘わらず、秘密情報のうち、(i) 開示の時点で既に公知・公用の情報、(ii) 開示後、受領者の責によらず公知・公用となった情報、(iii) 開示を受けたときに既に受領者が知していた情報、(iv) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく受領者が入手した情報、(v) 受領者が、開示された情報と無関係に開発・創作した情報、(vi) 法令により受領者が開示することが義務付けられた情報については、開示を受けた相手方当事者は第1条に定める秘密保持義務を負わないものとする。

第14条（プライバシーおよびデータ保護）

本製品および統合サービスは、対象ソフトウェアをインストールしたデバイスから以下の情報を収集し、シマンテックに送信する場合があります。

- 対象ソフトウェアのインストールに関する情報。この情報は対象ソフトウェアのインストールが正常に完了したかどうかをシマンテックに示すもので、シマンテック製品のインストール成功率を評価および改善する目的でシマンテックにより収集されます。この情報は、個人情報とは関連付けられるものではありません。(ii) 潜在的なセキュリティリスクの情報と、いままで表示したウェブサイトで対象ソフトウェアが詐欺の可能性があるとみなしたサイトのURL情報。この情報は悪質な動作、潜在的な詐欺サイト、その他のインターネットセキュリティリスクを検出するシマンテック製品の機能を評価し、改善する目的で収集されます。この情報は、個人情報とは関連付けられるものではありません。(iii) マルウェアとして特定された移植可能な実行ファイル。これらのファイルは、本製品の自動送信機能により、シマンテックに送信されます。収集されたファイルには、マルウェアによって許可された個人情報が含まれている可能性があります。このようなファイルは、悪質な動作を検出するための本製品の機能を改善する目的でのみ収集されるものです。シマンテックは、これらのファイルを個人情報と関連付けられるものではありません。この自動送信機能は、該当する本製品の資料に記載されている手順に従ってインストールを行った後で非アクティブ化することができます。(iv) 対象ソフトウェアのインストールの際に、初期設定中のデバイスに指定した名前。収集された場合、シマンテックは、お客様が追加サービスの受信を選択したり、対象ソフトウェアの特定の機能を使用した際のデバイスのアカウント名としての名前を使用します。なおアカウント名は本製品のインストール後いつでも変更することができます。(v) 本製品を使用する移動通信デバイス用のIMEI(GSM 端末識別コード:International Mobile Equipment Identity)およびIMSI(移動加入者識別コード:International Mobile Subscriber Identity)。この情報は本製品のコンテンツアップデートを受ける権利のある通信デバイスを識別する目的で収集されます。この情報は、個人情報とは関連付けられるものではありません。(vi) 本製品の機能を分析および改善する目的で利用されるその他の情報。この情報は、個人情報とは関連付けられるものではありません。上記に従って収集された情報は本製品の機能を最適化するために必要なものであり、米国またはその他の国に存在するシマンテックグループに送信されます。それらに国で従ってデータ保護法制による保護が、お客様の居住する地域より緩い場合がありますが、収集された情報が送信された場合に適切な水準の保護を受けられるよう、シマンテックは処置を講じるものとします。シマンテックは、法律によって要求または許可された場合、召喚に応じる場合、その他の法的手続きの場合、法執行機関関係者からの要請があれば収集した情報を開示する場合があります。インターネットセキュリティリスクに対する注意喚起、検出及び防止の為、シマンテックは、研究機関他のセキュリティソフトウェアベンダーと情報を共有する場合があります。また、セキュリティリスクの傾向を追跡し、そのレポートを発行するため、シマンテックは収集した情報から得られ統計データを使用する場合があります。対象ソフトウエアを使用することで、お客様は、これらの目的のためにシマンテックが情報の収集、転送、保存、開示、分析を行うことに異議なく同意するものとします。Symantec Endpoint Protection Manager や Gateway s Enforce などの機能は、お客様の所持、プライバシーに関する方針の条項に準拠して、ユーザー名などの個人情報や、個人情報との関連付けが可能な非個人情報を、お客様側でのみ収集、保存することができます。お客様がこの情報を自発的に提供しない限り、この情報はシマンテックにより送信または保存されることはありません。

第15条（準拠法、裁判管轄）

本契約は、日本国法に準拠し、これに従い解釈されるものとし、本契約に関連する訴訟または法的手続は、東京地方裁判所を第一審の合意専属管轄裁判所とすることにお客様は合意します。

以上